

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 2 号
件 名	教職員の定数改善と 30 人以下学級実現に係る意見書の提出について
要 旨	<p>学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しています。そのため、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、より一層の加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員の定数改善が不可欠です。</p> <p>2021 年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられています。新潟市では、先進的に小学校 1 年生から 4 年生の 32 人以下学級、小学校高学年から中学生の 35 人以下学級を実施しているものの、小学校 3 年生から 4 年生は 23 人以下、小学校 5 年生から中学生は 25 人以下の下限設定がなされているために、全ての学校で実現しているわけではありません。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、30 人以下学級の実現が必要です。</p> <p>こうした観点から、2024 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国会及び政府関係機関へ意見書を提出するよう陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	令和 5 年 6 月 21 日 文教経済常任委員会
受 理	令和 5 年 6 月 8 日 第 190 号

	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 学校の働き方改革、長時間労働の是正を実現するため、より一層の加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員の定数改善を推進すること。</p> <p>1 下限撤廃を早急に実現すること。また、さらなる学級編制標準の引下げを検討し、30人以下とすること。</p> <p>1 自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。</p>
--	---